

平成30年6月定例会 県土整備委員会（付託）

平成30年6月27日（水）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

須見委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 海部道路の都市計画（素案）の説明会・縦覧等について（資料1）
- 「とくしま流域水管理計画」計画方針（案）について（資料2, 3, 4）
- 大阪北部を震源とする地震に関する被災建築物応急危険度判定士の派遣について
- ブロック塀への対応について

瀬尾政策監補

4点、御報告させていただきます。

1点目は、海部道路の都市計画（素案）の説明会・縦覧等についてでございます。

お手元に御配付の資料（その1）を基に説明させていただきます。

この度、阿南安芸自動車道海部道路の牟岐町大字内妻から海陽町日比原、高知県境までを、牟岐都市計画道路牟岐海陽線として追加する都市計画（素案）がまとまりました。

このため、7月6日の海陽町浅川漁村センターを皮切りに、4か所で地元説明会を開催するとともに、7月6日から20日まで、県都市計画課など4か所で素案の縦覧を実施し、30日に、牟岐町海の総合文化センターにおいて、公聴会を開催することといたしております。

また、裏面には、牟岐都市計画道路牟岐海陽線追加の概要をお示ししております。

今後は、12月末までに都市計画決定を行うとともに、来年度に新規事業化できるよう、国に対し、強く訴えてまいります。

2点目は「とくしま流域水管理計画」の計画方針（案）についてでございます。

お手元に御配付の資料（その2）を基に説明させていただきます。

平成29年4月施行の徳島県治水及び利水等流域における水管理条例に基づき、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、流域水管理計画の策定作業を進めております。

当計画が徳島ならではの水管理の羅針盤となるように、目指すべき方向性をしっかりと定めるため、まずは、計画方針の作成を進めているところであります。

1、計画方針の概要としましては、対象を県全域、目標をおおむね30年後とし、永久（とわ）に続く、夢と希望が膨らむ「OUR（あわ）の水」社会を将来像として目指して

まいります。

その実現に向けて、様々な施策を、県民、民間事業者、教育機関、行政などが連携して進めることとし、条例の5本柱であります、治水、利水、水循環及び環境、災害対応、水教育ごとに、流域水管理プランとして束ねることとしております。

次に2、今後のスケジュールでございますが、広く県民の皆様から御意見をお伺いし、計画方針を決定した後、計画案のとりまとめを進め、年度内の策定を目指してまいります。

3点目は、6月18日に発生しました、大阪府北部を震源とする地震に関する被災建築物応急危険度判定士派遣についてでございます。

資料の配付はございませんが、明日、危機管理部から総括的な説明をすることとなっておりますので、それに先立ち、被災建築物応急危険度判定士派遣について御報告をさせていただきます。

県土整備部におきましては、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の皆様の一日も早い避難生活解消や安全で安心な生活の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し危険度の判定を行う、被災建築物応急危険度判定士を、近畿2府7県4政令市で構成される、近畿被災建築物応急危険度判定協議会からの6月19日の要請に基づき、20日から22日まで大阪府高槻市に派遣を行ったところでございます。

派遣のメンバーとしましては、徳島県緊急災害対策派遣チーム、TEC-徳島として県職員1名、また、徳島県建築士会から、県との包括的相互協力協定に基づき1名を第1陣として派遣し、建築物61棟の危険度判定を実施いたしました。

また、25日からは、第2陣として、県職員4名、徳島市から1名、徳島県建築士会から1名の計6名を高槻市に派遣し、本日まで、危険度判定を実施する予定としており、昨日までに33棟の建築物の危険度判定を実施したとの報告を受けております。

今後とも、被災地の早期の復旧・復興に向け、必要な支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震をはじめとする県内での大規模災害にも、現場での貴重な経験や培われた知見を生かし、しっかりと対応できるよう努めてまいります。

4点目は、ブロック塀への対応についてでございます。

配付資料はございません。

今回の地震では、小学校などのブロック塀が倒壊し、尊い命が犠牲になるという、痛ましい事案が発生いたしました。

このため、県土整備部においては、ブロック塀に関し、県民からの相談に対応できるよう、直ちに、ブロック塀に関する相談窓口を県庁住宅課や各庁舎に設置するとともに、ブロック塀の点検方法が分かるパンフレットや動画を県のHPに掲載し、県民の皆様には、ブロック塀の安全性の確認と、事前に災害に備えることの必要性について、周知に努めているところであります。

また、県有施設について、ブロック塀等の緊急総点検を実施するとともに、市町村に対しても、点検などの調査の実施を要請したところです。

現在、県有施設については、全部局で822施設を対象に、鋭意、点検を実施しており、6月26日現在、220施設について、ブロック塀のあることを確認したところであります。

今後、できるだけ早く点検結果を取りまとめ、必要な措置を講じるなど、適切に対応し

てまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### 須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 岩丸委員

まずは、この度の大阪北部を震源とする地震において、5名の方がお亡くなりになった。お亡くなりになった方に心より御冥福をお祈りするところでございます。

また、被災された方々に対してもお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、この地震では、小学校のプールのブロック塀が倒壊して、この学校に通う9歳の女の子がお亡くなりになったと、大変心を痛めているところでございます。

そこで、報告を頂きましたブロック塀の緊急点検に関して何点かお伺いしたいと思えます。

まず、県有施設のブロック塀等の緊急総点検、全部で822施設を対象にして点検を行い、その内220施設にブロック塀があるという御報告を頂きましたが、県土整備部関係では、この状況はどうなっているのでしょうか。

#### 榎本県土整備政策課長

この度の地震における県有施設のブロック塀の緊急総点検について、県土整備部の状況について御質問を頂いております。

県土整備部におきましては、現在、県有施設の緊急総点検を実施しておりまして、ブロック塀の設置の可能性があります県営住宅38団地、用途廃止しているものも含めてですが、都市公園、南部総合県民局那賀庁舎、西部総合県民局の井川作業所、水防倉庫など95施設を加えました、全141か所の施設を対象に進めておりまして、ブロック塀の有無でありますとか、ブロック塀が確認された場合は点検表に基づき点検を実施しているところでございます。

現在、県営住宅の内18団地から、その他職員の詰所跡から緑地などの3施設で、計21施設においてブロック塀があることを確認しております。

その全てについて、現時点では早急な転倒防止対策や撤去が必要となる、危険と判定されるブロック塀は確認されていないというような状況でございます。

現在実施中の総点検の結果を、できるだけ早期に取りまとめまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

#### 岩丸委員

県の県有施設についての対応ということで御説明を頂きました。

県民の安全・安心を確保するためには、民間や市町村の施設のブロック塀に対する取組

が欠かせないと考えますが、現在の取組状況はどうなっているのでしょうか。

森住宅課長

ブロック塀に関する取組について御質問を頂きました。

県民の皆様には、ブロック塀の点検により安全性を確認して、事前に災害に備えるということの必要性を周知するために、県のホームページにパンフレットや動画を掲載しているところがございます。

ブロック塀の撤去等に対する補助制度としましては、県土整備部所管では、住宅の耐震改修等とあわせて撤去する場合は補助の対象としております。

また、危機管理部が所管する、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業により、避難路の安全確保のためのブロック塀の撤去につきまして補助の対象がございます。

いずれにしましても、県民の皆様には点検の重要性や危険なブロック塀の撤去に対する補助制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

今、御説明いただいたんですが、そのブロック塀の撤去ということでは、住宅耐震改修とセットとか、危機管理部の関係ですが避難路の安全確保のためという、セットでないといけないと限定されているようですが、それでは少し不十分ではないかと思いますが、どういった見解でしょうか。

森住宅課長

補助制度についてお答えをさせていただきます。

県土整備部では、これまで住宅の耐震化を重点的に実施しておりまして、あくまでも、ブロックの撤去や更新につきましては、耐震改修等のセットの場合について限定してございます。

危機管理部の補助制度につきましても、避難路の安全確保の観点から、避難路にあるブロック塀の撤去が対象になっておりますが、更新につきましては対象となってございません。

危険性のあるブロック塀の撤去について、現行では、どちらの補助制度も限度があると認識しておるところでございます。

瀬尾県土整備部長

岩丸委員のおっしゃるように、確かに不十分だということもあると思います。

県土整備部所管の事業では耐震改修とセットというのがありますが、その他の危機管理部などと連携しまして、できるだけ、いろいろメニューを検討して、今ある予算の活用ですとか、事情が許せば補正予算などでお願いしたいということ、早急に各部と連携して検討してまいりたいので、是非、御理解いただけたらと思います。

岩丸委員

是非、お願いしたいと思います。私自身も、このブロック塀、特に危険な所については

早急な撤去ということで、住民の方の安全・安心のためには、この制度のままでは十分でないと思うところをございまして、是非、今後とも応援していきたいと思っておりますので、そういった補助制度の拡充などについて、9月補正ということで計上するというような方向で取り組んでみてはと思うところをございます。

また、ブロック塀という話もあったんですが、私も地元に行ったら分かるんですが、通学路、避難路といったような所で、間知ブロックや擁壁でも現状クラックがあり地震が揺ったら、危ないというような所も多々あるかと思っております。

ブロック塀だけにかかわらず、そういった所もしっかりとチェックをしていただきたい。避難路だから危機管理部になるんですかね、県土整備部の守備範囲ではないということになるんですかね。

そういうことに関しましてコメントもいただけたらいいと思っておりますが、明日また、危機管理部もあります、また、防災対策特別委員会も入ってますので、いろいろな所で今後とも、引き続き質問をしていきたいと思っておりますが、今のことで少しどうでしょうか。

#### 北川県土整備部副部長

ブロック塀のみならずというところをございます。

この度の件というのは、通学路の死亡事故に端を発したというところをございます。来るべき南海トラフ巨大地震につきまして、避難路の確保が重要をございます。

県土整備部としては、所管をしている県有施設以外も、通学路安全点検等のときにも自らの道路、まずは河川よりは道路になろうかと思うので、そういったところの点検も重ねて、私どもの技術的な目で、しっかりと点検してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

#### 岩丸委員

本当に住民の皆さんは不安を抱えていると思っておりますので、今後ともお願ひしたいと思ひます。

それから、神山町の一番奥の地域、上分入手という所があります。徳島市内から川井峠を越えて木屋平から剣山に走っております一般国道438号の法面が2度にわたって崩壊をし、全面通行止めになっておるところをございます。幹線道路が通行不能ということで先日も調査をしたのですが、現在27軒が影響を受けて相当遠いう回路を通行しているところをございます。

最初的时候は、その上を町道が走っておりましたので、これを使えればと思っていた矢先に二度目の崩壊で、この町道ごと崩落してしまったということがございます。一日も早い、まずは仮復旧といひますか、国道が通れるようにしてほしいのですが、現状どうなっているのかをお聞かせ願えたらと思ひます。

#### 森野強韌化・安全対策担当室長

去る5月9日に、一般国道438号神山町上分におきまして発生した山腹崩壊でございませう。

同日、直ちに全面通行止めの規制をいたしまして、上部の町道につきましても、まだ崩

れていなかったのですが、路肩側が崩壊したために同日同じく全面通行止めとなっております。

一般国道438号につきましては、一般国道193号、一般国道492号など回路を設定いたしまして、緊急車両につきましては神山町の林道などのルートを確認して、遠いながらも何とか通行はできるという状態を確保させていただきました。

その後、町道の山側擁壁に変位が見られたということで、安全を確保しながら復旧作業を行っていたところですが、5月23日の降雨によりまして、作業中止の基準としている伸縮計に大きく変位がありましたので、現場を確認していたところ5月27日に2度目の崩壊で、町道を含め山腹崩壊がまた起こったわけでございます。

現在の状況としましては、その後現地調査をいたしまして、まだ斜面の頭部や側方部に再崩壊の恐れのある不安定土塊がありましたので、もう一度観測機器を設置いたしましてコンクリート吹付などを行って作業の安全を確保しながら、現在崩土の除去に努めているところでございます。

進捗状況につきましては、町道から国道までの高さが25メートル程度ありますが、半分より若干下ぐらいまで土砂の取りのけが終わっている状況でございます。一日も早い通行の確保に向けて、今、神山町と連携して復旧作業に取り組んでいるところでございます。

#### 岩丸委員

私も若干経験はありますが、法面が崩れだしたら層があるのか後へ後へくる感覚は分かるのですが、取りのけている業者の方も非常に注意しながらやられておると思います。しかしながら、住民の方や仕事の関係で通らないといけない人にとっては、う回路は相当遠回りをしないとイケない。ある程度大きな機械を入れる場合などは、通れないので穴吹から木屋平のほうへ通るといふこともあります。

大体、いつ頃通れそうだというの言うてもらえませんか。

#### 森野強韌化・安全対策担当室長

通行止めとなりましてから約2か月弱、地元の方々には大変な御不便をお掛けしているところでございます。

今、お話のございました片側交互通行有りで交通規制の解除ということにつきましては、作業の安全を確保しながら慎重に進めていくところでございますが、今後の梅雨時期、気象条件、また崩土を撤去した後の路面の状況など現場の条件はございますが、観光シーズンとなります夏休みの前には何とか通行できるよう、それを目標として神山町と連携して一日も早い復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岩丸委員

夏休み前にはというようなお答えも頂きました。是非よろしくお願ひしたいと思えます。しかしながら、一番はその作業をしている方の安全第一ということも、しっかりと留意していただきたい。

いずれにしても、大分県中津市でも住宅が巻き込まれるような土砂災害がありました。あれも余り雨も降ってないのに崩れたということで、この原因がどこにあるのかとい

うのが非常に分かりにくいところもあろうかと思えます。今回も多少は雨は降っていたのですが、集中豪雨とかゲリラ豪雨があったというものでもなかったと思えますが、仮復旧して通れることを含めて、今後の対応、原因も究明していただいて、工法を選択していただきながらやっていただきたい。これは是非よろしくお願ひしたいと思えます。

それから次ですが、3月17日に開通していただきました新阿野橋ですが、これについては非常に地域の方も開通して安全に通行できるようになったと非常に喜んでおるわけですが、旧阿野橋の撤去について少しお伺ひしたいと思えます。

これについては、90年ほどたつような橋でして、河川に橋脚が4本立っており、これが流れを阻害して、洪水時にその近隣の住宅に対して浸水被害を及ぼすというようなことが昔からあったので、住民の方は非常に不安になっておられます。河川の中に入っただけの撤去ということで、台風明けになるのかと思えますが、できたら来年の梅雨までに全部撤去してもらったら有り難いのですが、これちょっと無理でないかというような声も近隣の方からも上がっておりまして、現在どういう計画をされておるのかを聞かせていただけたらと思えます。

#### 土井道路整備課長

旧阿野橋の撤去について御質問を頂きました。

阿野橋の旧橋撤去につきましては、現在撤去に向けた設計、積算の作業を進めているところでございまして、実施に当たりましては鮎喰川の河川敷で大型クレーンを設置して、上部工、下部工とも撤去作業を行いますので、洪水の影響が少ない一般に渇水期と言われております11月から5月の期間で行いたいと今計画を進めております。

今年度につきましては、全部で河川内に4基の橋脚がございまして、このうち浸水被害の影響が大きい広野側、鮎喰川右岸側の橋脚2基とそれに伴う上部工について撤去したいと考えております。その後、次年度に残りの陸上部、河川内ですが水の流れてない部分の2基について撤去したいと考えております。

委員からもお話がありましたが、この阿野地区、五反地地区につきましては、過去平成21年に台風によって浸水被害を受けられておりまして、住民の方がいろいろと御不安もありますし、早期に撤去してほしいという御希望も強いと認識しておりますので、神山町また地元の皆さま方と連携しながら一日も早く、できるだけ早期に撤去できるように努めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 岩丸委員

お願ひしたいと思うのですが、なかなか一気にというのは難しいと理解できるのですが、4基あって新しい橋の橋脚ができていくということもあって、非常に不安で、大きな台風がきて集中豪雨が降らないことだけを祈るのみかというのを地元の方から聞いておるところでございまして。できるだけ早く、あとの残った2基については来年の11月以降ということになるので、是非、まずは川の流れの中にある2基について早くお願ひしたいと思えます。

それと、もう一点、吉野川市から石井町、徳島市国府町と流れる県内最大の内水河川と言われております飯尾川の改修等についてですが、代表質問で知事からの御答弁もあった

と思います。角ノ瀬排水機場が設置できたとか、加減堰が撤去できたとは言いながら、石井町のほうに行くのですが、なかなか進んでいないという状況も見かけるわけですが、現在の飯尾川の改修状況について御説明いただけたらと思います。

#### 赤堀河川整備課長

飯尾川の改修について御質問を頂いております。

飯尾川につきましては、徳島市、石井町、吉野川市の2市1町にまたがる県内最大の内水河川でございます。平成16年台風23号による浸水被害をはじめ、これまでに度々浸水被害が発生していることから治水対策を進める上で非常に重要な河川と認識いたしております。

飯尾川につきましては、昭和34年度から改修事業に着手しており整備延長が24.1キロメートルと長いために流域全体の浸水被害が軽減されるよう段階的に整備を進めているところでございます。

加減堰下流につきましては、先ほど委員からお話がありましたように平成21年に角ノ瀬排水機場の整備が行われるとともに、平成23年に飯尾川第二樋門の改築や加減堰下流の河道整備が完了したことから、まずは加減堰右岸側の撤去を平成25年に実施したところでございます。

現在の状況でございますけれども、加減堰上流ではこれまでに飯尾川放水路までの7.2キロメートルの内、桧瀬橋までの約6キロメートルが概成しております。今年度は昨年度に引き続き桧瀬橋の下流部分の河道掘削を実施しているところでございます。

#### 岩丸委員

いろいろ聞いておりますと土地の面とかなかなか難しいことがあると思いますし、それともう一点、麻名用水との関連は今どんな状況なんでしょうか。

#### 赤堀河川整備課長

麻名用水堰に関する御質問を頂きました。

麻名用水堰は、飯尾川に架かる桧瀬橋の約2キロメートル上流にある農業用の固定堰でございます。河積を狭めておまして洪水の流下を阻害しているといった形になってございます。飯尾川流域の浸水被害軽減のためには固定堰の撤去が必要でありまして、現在代替施設として水中ポンプにより取水する施設を計画しているところでございます。

しかしながら、平成26年1月に開催しました地元説明会では、代替取水ポンプ設置予定箇所周辺の住民から地下水の水位低下や水質悪化に対する懸念から計画変更の意見が出されております。

県では、これらの状況を踏まえまして地元の地下水への不安を払拭できるように表流水と地下水が混合しない取水構造の検討を進めるとともに、地元石井町と地域の合意形成の図り方について協議を行っているところでございます。

また一方で、堰の影響により浸水被害に遭う多くの方々からは早期に麻名用水堰を撤去してほしいとの要望もございます。

県としても、飯尾川における治水上の最大の課題と認識しておりますので、引き続き地

元、石井町との緊密な連携の元、堰の管理者である麻名用土地改良区や地元住民と早期に合意形成が図れるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岩丸委員

地元の影響する住民の方の不安払拭というのが一番だと思います。この麻名用水との関連で水中ポンプを入れてということで、その説明会において住民から反対意見もあったということでございますが、町や関係機関を含めて、是非丁寧に説明していただいで一日も早い完成に向けて動いていただきたい。飯尾川の次は渡内川が待っていると思いますので、特に治水利水というのは、時間も掛かろうかとは思いますが、しっかりと根気よく説明していただいで、是非早い完成に向けて進めていただきたいと思ひます。

最後に、要望だけさせていただきます。特に今の梅雨時期というのは、国県道において支障木というのですか、これが成長もするし、雨を含んで垂れ下がってくるという所が県内各地にあらうかと思ひます。

特に私の所、神山町も改良された国道とか県道は大分ましになってきてはおりますが、それでもやはり支障木がまだ残っておる。例を挙げさせていただいたら、石井神山線というのがありますが、これについては、社会教育等でどこかに視察に行こうとした場合に、その道を大型バスが走ってくれないわけです。屋根をこすって大きな傷になる。だから、沿線に住まわれておる方、実は私もそうなのですが、違うほうの神山鮎喰線に出てきてくれという案内が来るということで、一日も早い支障木の撤去、これについては地権者とのいろいろな話もあらうかと思ひます。これは神山町に限らず、いろいろな所でそういったことが見受けられると思ひます。

この4月の予算では維持補修関係で過去最大の予算が付いたと言っておりますが、そういった効力が実感できないということもござひますので、是非、本当に必要な所をしっかりと調査をしていただいで今後進めていただくことを要望して終わりたいと思ひます。

#### 山田委員

私のほうからも、今の岩丸委員との関係で地震対策についてまずお伺ひします。

先ほども報告がありました6月22日のブロック塀に関する相談窓口を開設したということですが、その相談件数や内容を御報告いただけますか。

#### 森住宅課長

相談窓口についての御質問を頂きました。

住宅課に相談窓口を設置しておりまして、6月22日金曜日から開設しているところでございます。

相談内容につきましてこの23日～26日までの間に全部で22件御相談がありました。

内容につきましては自宅のブロック塀についての御質問、あと点検できる業者を紹介してほしいという内容のものが一番多いという状況でございます。

#### 山田委員

22件の相談があったということでした。かなり高い数字だと思いますし、また、電話は

掛かってきてないけど、みんなやはり不安を持っているということも我々の周りでも聞いております。

そこで、このブロック塀の問題で言えば県が2009年度から12年度に徳島市を除く沿岸部と都市計画区域がある6市8町の14市町で住宅などのブロック塀の調査をしておると思います。まずその調査に至った経緯、概要、目的、結果及びどれくらいの経費が掛かったのかも含めて御答弁いただけますか。

森住宅課長

平成21年からのブロック塀の調査について御質問を頂いております。

平成21年から平成23年度につきまして、ふるさと雇用再生特別対策事業で実施しておりまして、平成24年度は緊急雇用創出臨時特別対策事業で調査をしてまいりました。

内容につきましては、徳島市を除く県内の都市計画区域、更に海陽町を含めました県南の沿岸部の集落についても調査をさせていただきます。内容につきましては、14市町での実施ということで、ブロック塀が5万5,941か所ございます。各市町の調査の一覧だとか、診断カルテ等について成果を出しております。

山田委員

分かるんだったらその経費も含めて御答弁いただきたいのと、そのブロック塀の調査した結果、5万5,941か所と総数は聞きました。良と言われるものとか、注意と言われるものとか、不良と言うか危険と言うものに分類されたと思いますが、その分も含めて御答弁いただけますか。

須見委員長

小休いたします。（11時12分）

須見委員長

再開いたします。（11時12分）

森住宅課長

費用についての御質問でございましたが、ただいま、手持ちがございませんので後ほど御報告させていただきます。

ブロック塀の点検の結果でございます。

何らかの対策が必要なブロック塀について7,793か所ございます。

山田委員

ブロック塀は、今回このパンフレットも頂いて、この総計で点数を表すということになってます。55点を超える部分が良、40点超から55点以下までが注意、40点以下が不良、危険と仕分していると思いますが、良と不良と注意の面でいうとどうなるのか。ちょっと丁寧に御報告いただけますか。

森住宅課長

点検の内容についてでございます。

ブロックの総数5万5,941か所に対しまして、良が4万8,148か所、続きまして評点が40点以上55点以下というものに関しまして7,507か所、不良となります40点以下のものが286件でございます。

山田委員

この点検は、どういう手法で行われたのかという点と、この注意及び不良、いわゆる危険と判定されたものは、その後どう対応されたのか、そのまま調査をただけなのかという点についても伺います。

森住宅課長

調査の内容についてでございますが、個別に一軒一軒回り調査をしており、それを取りまとめたものが先ほどの数字になってございます。

その結果をどのように生かしたのかということにつきまして、適合に判定しないものがあれば、個別のお宅の方にポスティングと言いますか、危険な状態になってますよという御案内をしております。

山田委員

御案内した、当然ですよ。調査されているのですから。そしたら、その後の状況についてポスティングして、特に注意及び不良の部分が、その後の後追いというのは残念ながらできていないと、今の答弁だったら聞こえるんですが、そういう状況なんですか。

北川県土整備部副部長

その後どのように活用しているかという御質問でございます。

まず、戸別訪問した際に、その場で判定が分かるわけございまして、その場で所有者の方にこれ危ないですよということできっちり認識していただく、これが第一でございます。

その後、カルテを地図に落としまして、こういった所にあるというのを県から市町村に対しまして情報共有を行っていきます。さらに、それをどう活用しているかといいますと、市町村におきましては耐震診断を呼び掛ける際に、ブロック塀が危ないですよと、当然県のメニューの中に耐震診断でブロック塀がある旨をお伝えした上で活用させていただいております。

山田委員

そしたらこの7,507か所の注意及び286か所のいわゆる危険ということについては、その後、耐震改修等々の手立ても含めてどれだけ進んだのか、そのことは把握されていますか。

森住宅課長

ブロック塀のそれぞれ御案内した方への手続はできておりますが、耐震改修の補助におきまして、それぞれ改修が進んでいるという認識でございます。

山田委員

補助があるから進んでいるだろうということで、実際は把握を市町村と連携してできていないということだと思います。

しかし、こういう地震が起こったわけですから、これだけ費用を掛けて、人海作戦でこういう調査をしたということなら、その後追いは少なくともする必要があると思います。

それと、もう一つ先ほどのように調査されましたかと聞きました。実は高槻市の場合も、関係者が行って問題なしとしていたわけですが問題あったということで、建築士の中でも、これ特別な技量を持たないと判断が難しい。もちろん今日頂いたパンフレット等で一定の診断はできますが、本当の意味で不安を解消するまでいっていないということですが、本県においてはどのような人がブロック塀の調査に当たっていたのか。

椎野営繕課長

平成21年度から平成24年度までの調査についての御質問でございますが、その当時、点検書のようなものもございまして、それに基づきまして、建築士の方に委託をして調査をしていただいております。

そういった特別な資格がある方に見ていただいて計測等をした上での調査結果等という形になっておりますので、全く何も分からずに点検したというものではございません。

山田委員

その面では安心いたしました。建築士が関わっての結果なので当然、専門性を持った方がされているということで分かりました。

それともう一つ、沿岸部の町、都市計画区域がある所を対象にされたということですが、今朝の新聞報道もあって、徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層帯以外にも、県内には八つの活断層がある。今日、上浦一西月ノ宮断層のことも大きく出ております。どこでも地震が起こり得るという状況で、この沿岸部と都市計画区域内というだけでなく、全県的にブロック塀の違法建築の総数を把握する必要があるのではないかと思います。岩丸委員から補助制度の拡充、これも必要なことだと思いますと同時に一斉の点検、特に危険なブロック塀の違法建築の総数を市町村と連携しながら把握する必要があると思いますが、この点はどうでしょうか。

森住宅課長

総数の把握も必要になると思いますが、まずは市町村と連携しまして住民の皆様にもまず知っていただくということで早期に点検をしていただければと考えております。

山田委員

周知は当然必要で、何もそのことに否定はするつもりはないのですが、同時に、高槻市の問題は人災だと言われているんです。ブロック塀で特に違法建築の実態及び数を市町村

と連携をとって急いでするというのは、県の重要な仕事と思いますが、この点もう一度責任をもって答弁いただけませんか。

北川県土整備部副部長

今緊急的に、通学路という観点と今の避難路という話もございます。

避難路は補助制度も設けて市町村でしっかり把握できているところでございます。

都市計画区域ということで、非常に人家が密集する所を優先してるところでございませぬ。今後どう広げていくか。まずは、通学路点検の結果をもって今後関係部局と連携しながら、検討させていただく、私どものところだけで、その全部を今のところは御答弁ができませんので申し訳ございません。道路等、私どもの持っている施設は、まず先にやっていくということだけ答弁させていただくということで、御理解いただけたらと思っております。

山田委員

この大阪北部地震の経験を受けて、やはり、一斉に県がするということが非常に重要になってくると思いますので、県土整備部及び危機管理部が中心になって、関係部局にも働き掛けて、是非とも県民の安心安全を確保していただきたい。これを御検討方、よろしく願います。

それともう一つ質問ですが、徳島市を除くということでした。素朴に思うんですけど、一番人口密集している徳島市は一体どうなっているのか状況を教えてください。

森住宅課長

徳島市の調査の件についてでございます。

徳島市につきましては、建築確認申請や建築基準法に関して県と同様の権限を持つという特定行政庁でございます。

徳島市内の申請の処理をしているというところで、県としましても徳島市とともに建築行政を推進していく立場として、まず、徳島市以外の市町を調査したところでございますので、徳島市につきましては、また次に調査が進んでいくのではないかと考えております。

山田委員

個別に進んでいくということで残念ながらできていないんですね。県としてももちろん対等です。分かっていますが少なくとも、一番人口密集している徳島市については、何らか、働き掛けて協議する必要があると思いますがいかがでしょうか。

北川県土整備部副部長

緊急雇用ということで、その事業を当時その市がどの事業に充てたかというその経緯までは把握しておりませぬ。

県においては、来る南海トラフ巨大地震を考えて、まずは市民の安全安心を優先ということで、このブロック塀に特化して予算を使ったということでございます。

県都である一番人口の多い徳島市ができてないということで、その当時から7年8年たっているわけで、耐震補強の周知とともに、どの程度の対応を取っているのか、それから市としてどのように考えているのか、また私どもとしても一緒にやりましょうということで連携を取ってやっていきたいと思っております。

山田委員

是非とも連携を取って、県都でもあり、人口が一番密集し、ここで同じようなことが起こる可能性が、あんな大きい事故が起こったらということでみたら、残念ながらできていない。お金の使い道等いろいろあったのでしょうか。それは聞いておりますが、これは県と連携取って一日も早く安心安全の状況を作り出していきたいということを要望しておきます。

また、この問題では、やはり、撤去費用等のお金の問題がネックになるということが言われてます。県でいろいろな取組が始まっているようですが、先ほど検討してと話もあったので、これについても強く要望しときたいと思います。

耐震化の問題でもう一つ聞いておかなければならないのが、橋などの耐震化の問題です。先日地元紙でも急がれる橋の耐震化ということが出て、浸水エリアで避難に使われる59橋の内、耐震化を2017年末から23橋やった、集落孤立する可能性のある橋が71橋中33橋が耐震化がまだ、緊急輸送道路に架かる384橋中、379橋が対策は済んでいるが名田橋や阿波麻植大橋が残っているという報道がありました。そういうことでこの橋などの耐震化がどういうふうな状況になっているのかということについてもお伺いします。

森野強靱化・安全対策担当室長

橋りょうの耐震化ということで御質問いただきました。

平成7年の阪神淡路大震災におきまして、災害時に人命救助や緊急の物資を輸送するために徳島県としまして、緊急輸送道路を指定して15メートル以上の橋りょう耐震化の取組を進めてきたところでございます。

平成26年度からは、緊急輸送道路に加えまして、津波避難に資する橋りょう、それと行き止まりになるような生命線道路の橋りょう、もう一つは、吉野川を渡河する地域間交通の要となる長大橋などで橋りょうの耐震化を推進しているところでございます。

平成29年度末の進捗状況につきましては、対策が必要な515橋の内、440橋の耐震化を終えたというところでございます。

山田委員

詳しく後で、具体的に挙げましたそれぞれの橋についての状況についても教えてほしいと思います。

それと、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断。これ2014年3月に義務付けとなっているわけですが、今年3月末時点は対象13市町で264棟の内、耐震済・報告済・診断中、これは、どういう状況になってますか。教えてください。

森住宅課長

緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化についてでございます。

平成25年11月の耐震改修促進法の改正によりまして、地震により倒壊した場合、避難や救援物資の輸送の障害となる恐れがある緊急輸送道路を県市町村が指定し、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物の内、道路の半分以上を閉塞する建築物の耐震診断の結果を県市町村が決めた期限までに所管行政庁への報告が義務化されたところでございます。

これによりまして、県では徳島県地域防災計画で指定された一次緊急輸送道路の内、広域的な避難のために、特に重要な一般国道11号、一般国道32号、一般国道55号、一般国道192号、一般国道193号の5路線を平成26年3月に徳島県耐震改修促進計画に位置付けまして、耐震診断結果の報告義務を平成33年の3月末としたところでございます。

対象となる建築物は264棟ございまして、平成30年3月末の時点で耐震診断済又は診断中は53棟で、その内診断済が28棟となっております。

山田委員

診断できたのが28棟ということで1割という状況、診断が必要な53棟ということは2割程度ということですが、県は2020年度末までには診断完了という目標を掲げてます。その見通し及び診断しても耐震改修が進むのか、進まなかったら結局意味がない。大きな地震が来たときに危惧されるわけですが、耐震改修については残念ながら義務付けはないと聞いてますが、義務付けはないと言ってもせっかく調査して、危ないと分かっているのに、そういうことが図れない。もちろん難しい面はいろいろあると思いますが、耐震改修についての取り込みを急がないといけないと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

森住宅課長

これまでも市町村や関係団体と連携しまして、建築物の確認や所有者を対象とした説明会、戸別訪問を実施してまいりました。

沿道建築物の耐震化をより一層進めるために、この3月から実施しております建築物の所有者への意向調査を基に、耐震診断に前向きな方や制度について教えてほしい方に対しまして、市町村それから関係団体と連携しまして戸別訪問を順次実施しております。

また、耐震化を進めるために事業者の制度の理解も必要なため、7月13日には事業者向け説明会の開催も予定してございます。今後も市町村、関係団体と連携しまして診断や耐震化が進むようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

今日ここまで聞いたのは、県民の安心安全に関わる重要な問題ですし、大阪北部地震のことをしっかり徳島県でも生かしていくような角度で幾つか聞かさせていただきました。もちろんこれ以外にも、いろいろな論点がありますが、また、それは引き続き聞くとして次の問題に移ります。

具体的な問題についても、聞いておきたいのですが、鮎喰川左岸の堤防法面の除草について聞きたいと思います。

官民協働、アドプトというのは、私は結構だと思いますが、堤防の除草作業、先ほど維

持補修の話も出ましたが、県はどのような委託をして、随意契約しているような委託はあるのかということについてお伺いします。

赤堀河川整備課長

草刈りに関しまして随意契約をしている事例があるのかという御質問を頂きました。

草刈りにつきましては、県管理河川は河川数494河川、延長して1,780キロメートルと膨大な区域が対象となっておりまして、県民の皆様から河川区域内の草刈り等についての要望も多く寄せられておるところでございますが、限られた維持管理予算の中で、現場状況を十分に調査をしまして、必要性等を総合的に判断し対応しているところでございます。

草刈りにつきましては、業務委託や官民協働型河川維持管理システムなど、地域の特性に合わせて様々な契約で発注しているところでございます。

官民協働型の河川維持管理システムでは、地域住民団体等36団体に、また、鮎喰川では、NPO法人に随意契約で発注しているところでございます。

山田委員

NPO法人に随意契約で発注という状況になっていると聞きました。このNPO法人は、この草刈り以外でも随意契約でいろいろされていると聞いていますが、その概要について教えてください。

赤堀河川整備課長

このNPO法人に関する草刈り以外の契約状況ということでございますが、このNPO法人は、徳島県の海岸漂着物等地域対策推進事業で、海岸漂着物の円滑な処理、環境教育の普及啓発を目的とした事業について、県内におきまして漂着ゴミの現地調査や海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発や清掃活動の実施等を頂いているところでございます。

山田委員

私自身はNPO法人は非常に重要な団体だと思ってるし、草刈りも必要だという思いは持ってるものです。

しかしなぜ、ここだけ随意契約がということですか。随意契約については、包括外部監査からもかなり厳しい指摘もされてます。なぜ随意契約なのかということと、実は仕事しているのは、近所の同じような仕事をしてる皆さんから、阿南の業者が来てやっているのではないかと言っているんです。随意契約して、数年そういう状況が続いてる。そして普通、これだけのことをするなら交通誘導員を立てたりするが周辺対策もしていない。周辺の業者はかなり厳しい目で、意見が噴出しているという聞いてます。

やはりその点、県としても約10年、期間も含めておかしいじゃないですか。何でそんなことになるのかという点についてお伺いします。

赤堀河川整備課長

なぜ随意契約になっているのかということでございますが、鮎喰川における草刈りにつ

きましては、国道192号から左岸側を南側の方に約4キロメートルの区間を実施していただいております。

これは過去において、鮎喰川堤防は不法投棄等が絶えなかった時期というのがございまして、こうした状況の中で地元の方が参加するNPO法人を設立されまして、徳島県のリバーアドプト活動と連携し、河川環境の保全に取り組んでいただけてきた、このNPO法人が鮎喰川の草刈りに参画しているといった経緯がございます。

いつからという御質問でございましたけれども、草刈りについては平成17年度から、住民が参加した形で実施していただいております。

山田委員

平成17年度からなんですよ。長期間でも官民協働ですのなら、私は何も言いません。周りの業者が実態が違うではないかと言ってます。県も当然、それは把握されていると思いますが、こんなでたらめな、公正ということが言われる昨今、確かに額は小さいかも分かりませんが、良いのかという声を私も頂きました。

この地域の人だけかと思ったら、結構広い範囲の方が見て知られているという状況もある。そういう状況でこれについては、やり方も含めて再検討すべきじゃないかと、業者の認識も含めて教えてください。

赤堀河川整備課長

再検討すべきでないかという御意見を頂きました。

先ほども申しましたように、草刈りについては様々な取組手法がございまして、それぞれの地域に合った手法等を考えていく必要があると認識してございます。

現在の取組手法自体は、業務委託で発注するよりは、経済的には安くできている利点もあると認識してるところでございます。

現在の鮎喰川の草刈りの現状も含めまして、地域に合った様々な草刈りの取組手法を検討していく中で、少しでも透明性を高められるように検討していきたいと考えてございます。

山田委員

これ本当に言ったように、実態は別の地域の徳島市内でない業者が仕事をやっているのです。おかしいではないですか、これ自身問題になります。検討という言葉を使いましたが、抜本的な対応しないと、これは額も草刈りですから小さく見えますが、大きな問題に発展する恐れがある。既にそういう動きが出ておりますので、強く検討方を要望しておきたいと思います。

最後に竜王団地の問題についても聞いておきたいと思います。

過去、本会議でも質問したり委員会でも議論になりました、竜王団地の漏水問題です。

問題の発覚からの経緯そして原因、どうも県営住宅の中ではここだけという話もある。調査に掛かった経費も含めて具体的に御報告いただけますか。

森住宅課長

竜王団地の漏水問題についての御質問でございます。

竜王団地の県営住宅につきましては、昭和58年から昭和61年にかけて徳島市内の最大規模の団地ということで10棟219戸を整備し築30年以上が経過してございます。

平成27年7月に団地の入居者で構成されました自治会の方から団地内の共有水道の使用量が大幅に増加したということで、水漏れをしているのではないのかという御指摘がございまして、県におきまして直ちに徳島市水道局と連携し水道メーターの機器の確認や貯水槽清掃時の断水を利用しての漏水調査を実施してまいりました。

原因究明に努めたものの、その際には特定にいたらなかったということで、平成28年度から平成29年度に漏水専門調査業者に委託し本格的な調査を行い、合計5か所の水道管の亀裂を確認して直ちに補修を実施したところでございます。

一連の漏水調査、補修によりまして、当初、月9万円を超えていた水道料金も月1万円程度にまで下がっている状況でございます。

本年度につきましては、補修の順序を決めるために実施した試験によりまして、漏水の疑われる漏れ等が判明しましたので、再度、詳細の漏水調査を行いまして、その後に補修工事を実施する予定でございます。今後とも維持管理業務を行っている住宅供給公社とも連携し自治会と協議しながら進めたいと考えております。

#### 山田委員

原因が特定できないと分からない。一体いつからこれだけの差が、自治会は確か平成27年度7月だったが、100万円程度開いたのはいつからで、その総額は一体どれぐらいになるのかということと、今後の対応、県営住宅の入居者の皆さんが被害者なわけで、その対応も含めて、どう考えられているかを答弁いただいて私の質問を終わります。

#### 森住宅課長

漏水の量についての御質問でございます。

平成23年度から現在調べているものもございまして、その頃から年間100万円程度の額が出ております。それが平成28年度ぐらいまで続いております。工事をした時点である程度下がっておりまして、現在では月1万円程度という状況にはなっております。今後も自治会と協議しながら、対応につきましても検討してまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

私も大阪北部の地震で5人の方がお亡くなりになって、心から哀悼の意を表するとともに本当に被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げておきたいと思っております。

住宅の損傷損壊も、これが21日午後3時現在で、京都府、兵庫県、奈良県の被害を含めると2,352棟に上るということで、住宅が倒壊しても助かる、それから住宅が倒壊しないような方策を取っていくということが、本県にとっても非常に重要なこととございまして、事前委員会でもお聞きしましたが、木造住宅の耐震化を県費補助が本格改修で110万円ということで、私もこれいろいろな会議でこのことを周知して、皆さんに耐震改修に結びつけてほしいと言っております。今年度から始まったこの補助事業、南海トラフ巨大地震が起きたら、住宅の損壊が必ず起きますので、県としても十分に市町村と連携をしながら

ら、本格的な住宅改修を進めていっていただきたいと思います。

先日ある会議で住宅の大きな改修はできないが、寝室のタンスがグラグラしたら、倒壊防止のチェーンを付けたりとできる改修を教えてくださいということ、徳島市内の方だったので徳島市に相談をしたら、徳島市防災対策課のほうは、1軒当たり3か所ぐらいを、建設労働組合やシルバー人材センターにお願いして、徳島市が少し補助を出して無料でタンスなどの倒壊防止の実施をしてるということでもあります。これ県としても大きな改修はできないが、倒壊防止みたいなことをやりたいとなると、これは市町村になるのか。市町村独自でできていない所は、県がそういう軽微な、例えばタンス倒壊などは市町村に任せているのか。

椎野宮繕課長

タンスなどの倒壊防止については、住宅課での対応というのは、そこまでできていない状況でございます。

危機管理部のほうでも、そういった形のものはあるかとは思いますが、住宅課としましては耐震化の場合に、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の際にそういった固定とかをやっていただくような形で制度を作っておりますので、そういうところを御利用いただけたらと思います。そういった個別の小さな取組については、各市町村のほうでお願いするようなことになると思います。

庄野委員

私も会議で会った人に、そういう軽微な突っ張り棒やチェーンを付けようと思っても、どこに言うたらいいのかわからないので業者を紹介してくれないかと、それで業者に言うと、徳島市に言ったら無料で付けてくれる制度があるのでそうしてくださいということでお返ししました。徳島市だけでなく他の市町村も、タンスの倒壊防止やテレビの倒れることの防止などの助成制度はあるのですか。

椎野宮繕課長

申し訳ありませんが、市町村でどういった防災関係の対応をなさっているかというところまで把握できておりません。

庄野委員

県民がどこの市町村で住んでいても何かしようと思ったら、まず、市役所や役場に相談するのですが、そうした相談窓口というのが重要だと思いましたんで、今回は小規模な転倒防止ですが、県の住宅改修については、シェルターも含めて進めていっていただきたい。

それと、110万円の感震ブレーカーも含めた大規模な改修する場合に、同時に徳島市の上乗せの助成金を使えば、大体どのぐらいの助成になるんですか。

椎野宮繕課長

耐震化の改修の関係につきましては、市町村で独自に上乗せ補助を考えられております

が、本格改修については、徳島市では上乘せはないと聞いております。ただ、住まいの安全・安心リフォーム支援事業については20万円の上乗せがあると聞いております。

庄野委員

今年、徳島市は住まいの安全・安心リフォーム支援事業で3,000万円確保してると言っていたのですが、それを県が耐震改修する110万円を出した場合に、市のほうは同時に出せないのですか。どうしたら出せるんですか。

せっかく改修するのに、同時に出せないのですか。木造のリフォーム助成に徳島市は助成するとして一緒にできないのか。

須見委員長

小休します。（11時55分）

須見委員長

再開をいたします。（11時56分）

午食のため、休憩をいたします。（11時56分）

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

庄野委員

先ほどの耐震改修の上乗せ助成ということで、お聞きしてましたが、お昼の時間に少し説明いただきまして、市町村によってかなりばらつきがあるということが分かりました。もう一度市町村の状況の中身を少しおっしゃっていただけたらありがたいと思います。

森住宅課長

耐震改修支援事業の上乗せのことについて御質問を頂きました。

現在のところ、9市町におきまして耐震改修支援事業の上乗せがございます。

例えば吉野川市であれば、耐震改修支援事業の110万円に対しまして上乗せが10万円、三好市であれば、110万円に対して40万円の上乗せがございます。

お話にありました徳島市につきましては、この事業についての上乗せはございません。ただ、徳島市住宅リフォーム支援事業というのがございまして、事業費が50万円以上につきまして10万の上限での補助がございます。

庄野委員

徳島市で住宅リフォーム支援事業を調べてみると、平成30年度の申込みは全部終了しているそうなのですが、1件に対して上限10万円ということで、3,000万円と言っていたので、多分300戸の申込みが既にあったんだろうと理解しました。それと各市町村にしてもかなりばらつきはございますが、これから県の本格的な耐震改修をするときに、110万円に各

市町村がどれだけの上乗せをできるのかというのが今後の課題だと感じました。

徳島市にしても、人口が非常に多い所ですから、かなりの予算が掛かりますので、なかなか難しいかも分かりませんが、耐震改修にプラスをして上乗せが幾らかでもあれば更に進むという気はいたしております。

それと、大阪の地震に関してエレベーターのことでお聞きしたいと思います。

大阪の地震で、エレベーターの閉じ込めが339件あったということで、これは東日本大震災の1.6倍であると新聞報道されておりました。エレベーターは揺れがあると、最寄りの階で停止をして、そこから脱出できるというのが通常らしいのですが、旧型のほうで閉じ込めが多発しているというニュースが出てました。徳島県の場合についても公的な機関のエレベーターについては、多分県庁も含めて改修ができていると思いますが、民間の例えばマンションのエレベーターや事業所のエレベーター、そこまで細部にわたって調べるのは難しいかと思いますが、こういうエレベーターの中で閉じ込められるということは死につながるという可能性もかなり高まってくるので、民間のエレベーターを設置している方にできるだけ周知啓発をして、直してもらえようような努力をしないといけないと思いますが、現状と対策をお聞きしたいと思います。

森住宅課長

エレベーターの閉じ込めに対する御質問でございます。

現在、エレベーターの所有者、管理者につきましては、毎年、資格者に検査をさせて、特定行政庁に検査結果を報告する義務がございます。その報告に基づきまして集計した結果ですが、現在徳島市では1,794基中、1,177基が未設置でございます。

徳島市以外につきましては、1,410基中690基が未設置ということになってございます。

庄野委員

現状の未設置というのはどういうことですか。

森住宅課長

失礼しました。先ほどの未設置というのは地震時管制運転装置というのがございまして、この装置は地震時に加速度を検知しまして自動的にかごを昇降口の出入口に停止させて出入口の扉を自動的に開くことができる安全装置でございます。その未設置が徳島市以外の分が1,410基に対しまして690基。徳島市の分が1,794基に対しまして1,177基が未設置であるということになります。

庄野委員

もし地震があったときに、徳島市なら1,794基中1,177基のエレベーターで閉じ込められる可能性があるというですね。非常に多くのエレベーターがそうした危険性にあるということが分かったんですが、今後どのようなことが行われますか。

森住宅課長

この装置は後付けをすることが可能でございます。

リニューアルしなくても地震時管制運転装置を後付けすることについて、県のほうでは民間も含めて勧めているところがございます。

県民の安全第一ということもございますので、既存エレベーターに対してそういった装置が設置される、促進されるよう県のホームページ等で記事を載せているところがございます。

庄野委員

階数によって違うのかわかりませんが、1基のエレベーターにその装置を付けるのに、どのくらいするのですか。

須見委員長

小休します。（13時11分）

須見委員長

再開いたします。（13時11分）

庄野委員

これだけ残っているということは、かなりの値段がお金が掛かるんだろうと思います。今日の新聞にも載ってましたが、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が格段に高い、南海トラフ沿いの高知県、徳島県、和歌山県の例えばエレベーターにその地震時管制運転装置を付けるようなお金を要望し、そして助成してあげないと民間では進まないのではないですか。呼び掛けてますだけでは、罰則規定とかもないので、それだったら進まないと思います。これだけいつ来るのか分からないと言うのだから、木造住宅の耐震化も含めて、エレベーターのそうした分かっている危険を除去するには、そうした事業を進めようかという呼び水になるようなものも要ると思います。そういう面で、今後どういうふうに、何年以内ぐらいにこれを解消しようとしておられるのかお聞きしたいと思います。

森住宅課長

補助はないのかということについて、この事業につきましては社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金の中で、住宅・建築物安全ストック形成事業というのがございます。

この交付金を活用するに当たっては市町村の補助要綱を制定する必要があるかと思いますので、今後につきましては、各市町村に対して補助要綱を制定していただけるように図ってまいりたいと思います。

庄野委員

現在、市町村に補助要綱というのはないのですね。

森住宅課長

現時点では、市町村では制定してございません。

庄野委員

そうした取組が前に進んでいくにはどうしたらいいのかということをおと市町村が話しする機会というのはあると思います。

そんな中で、こうした発言があったということも紹介していただいて、とにかく少しでも前に向いて進んでいくよう危機感を持った対策、対応というのが必要だと思いますので、お願いしておきたいと思います。

眞貝委員

一点お聞きしたいと思いますが、先ほどからブロック塀のことでいろいろお話が出てますが、土塀の場合はどうなってるのでしょうか。

森住宅課長

現在、点検しておりますのはブロック塀について、通学路とかの点検しております、県内のブロック塀を集中して調査をしておりますところでございます。

眞貝委員

ブロック塀であれば構造基準とか構造的なルールがあると思いますが、土壁の塀に対してルールはあるのですか。今分からなかったら、後でまた教えていただけたら結構です。

言いたいのは、この土壁の問題があるのと空き家、私どもの田舎のほうであれば、何十年も住んでいない空き家がある。その空き家が通学路、また非常に被災地に近い所、それと長屋等でも真ん中に住んでいない、それでその端のところの長屋が壊れかけている。見るからに耐震する必要もないと分かるというような建物の中で、持たれてる方は家を壊したい。でも真ん中に住んでる持ち主が30年間住んでもいないし、県外に住んでおると、これはもう市町村の役目で探してきてやるのでしょうか、そういうのでお隣の方が調査をして、隣に住んでいる方がお金を払って、我々が立て替えます、壊しますということはまずないと思います。どうしてもそこの方に負担していただきたいのが現状だろうし、その連絡を受けた人が30年住んでなくて百何十万円払ってくれますかと言っても、絶対受けてくれないというのが現状と思うのです。

そういう建物等がありますので、これからブロック塀のこともあるとは思いますが、そういう対策も考えて、地震時のブロック塀、土塀、空き家、そういうところをどのようにやっていくかというのを考えていただきたいと要望して終わります。

岸本委員

徳島南環状道路について何点かお伺いしたいと思います。

私も議員になりましてから12年目ということで、これまでも議会で何度か徳島南環状道路についての進捗をお伺いしてまいりました。

なかなか全線供用が見えてこない中なんです、土地収用の状況等々踏まえて現状をお聞かせいただけますか。

### 遠藤高規格道路課長

徳島南環状道路の現在の状況についてということでございます。

国直轄事業によりまして、徳島南環状道路は進められておりまして、事業者は国土交通省でございます。

平成12年までに、徳島市国府町観音寺の一般国道192号から国府町延命の鮎喰川左岸堤防、県道鬼籠野国府線まで2.6キロメートルの区間について側道が開通いたしまして、平成24年には、徳島市八万町大野の一般国道55号から八万町橋北の宮倉徳島線までの1.1キロメートルの側道が開通いたしました。

これに引き続きまして、宮倉徳島線から一般国道438号の交差点まで2.2キロメートルの区間が、平成27年に暫定供用しておる状況でございます。

残ります国府町からこの上八万町の間につきましては、用地進捗率が今のところ8割を超えているという状況でございます。

### 岸本委員

少し遡りますが、平成25年9月議会で徳島南環状道路の進捗を聞きましたところ、残りの区間の用地取得が8割を超えてと、全く今と一緒の答弁がありました。

順次改良工事や橋りょう、トンネル工事が促進されているということで、僧津山の所の工事は目に見えてますが、用地が8割を超え、現在も8割ということで、一日も早く供用できるよう取り組んでまいりますという答弁を頂いて5年がたつという中で、2年前の9月議会で徳島南環状道路の質問させていただきまして、全文ありますが、一括した土地収用法の適用を進めるなど早期の用地取得に努めると。ですから土地が全然買えていかない。いろいろといわくがあると思いますが、買えてないということについて、一括した土地収用法も視野に入れるという答弁を頂いて2年になりますが、このことについてはどういう状況ですか。

### 遠藤高規格道路課長

7工区と我々は呼んでいますが、7工区につきましては用地進捗がなかなか進んでいないという状況でございます。

その理由といたしましては、中に地図混乱地があるほか、相続ができてなくて相続人が多数に及んでいたり、土地の境界が未確定であったり、また事業に反対する方がおいでまして買収地が残っておるという状況でございます。

先ほど委員からもお話ございましたように、今後、任意の用地交渉と並行して、土地収用法の適用も視野に入れて事業者の国土交通省と連携いたしまして、早期の供用に向けて努めてまいりたいと考えております。

### 岸本委員

今のお話を聞いてますと、買えるところはもう既に行った、あとはいわく付きでなかなか買えない、土地収用法も視野に入れるとのこと。この土地収用法を視野に入れるというのはいつぐらいを目途にしておったらいいのでしょうか。

遠藤高規格道路課長

土地収用法につきましては、事前協議でありますとか、申請から告示にいたるまでかなり時間が必要でございまして、今その準備をするという状況であろうと国からは聞いております。

ものにもよりますが、収用までには4年から6年程度掛かる場合が一般的とは聞いております。

岸本委員

今、土地収用法の手続を取っても4年から6年、そして土地を取得してから工事ということになれば、いつがめどになると考えてますか。

この徳島南環状道路を作る気があるのかどうか、いつまでに作るということだけでいいと、2年前に収用法を視野に入れると言って2年間何もなし。5年間土地も買っていない。このことについてどう考えてますか。

遠藤高規格道路課長

土地の件ですが、先ほど委員から御質問がありましたように5年前からほとんど変わっていないということですが、実は昨年、若干取得できたと聞いております。取得できた所につきましては、県道の付け替え工事をやっていると聞いております。

残る区間の供用のめどにつきましては、事業者の国土交通省と連携して一日も早い供用を目指してまいりたいと考えております。

岸本委員

担当が代わって、まだ間もないのでその辺の引継ぎも上手にいけないと思います。聞くところによりますと、鮎喰川の漁業協同組合と調整をしているという話もありますが、これについてももう少し詳しく説明していただけませんか。

漁業協同組合と調整が付かないと土地収用法にもかけられないというような話も漏れ聞こえてきてますが、どういう状況になってますか。

遠藤高規格道路課長

鮎喰川に架かります橋につきましては、平成22年度までに下部工が4基できております。その際には、鮎喰川のこの場所には漁業権がなかったと聞いておりまして、漁業補償等は行わずにその4基は着手して今できております。

国におきましては、残る橋脚が1基ございます。これは暫定橋りょうでございまして、いわゆる2車線の分が4基できております。完成にはまだまだ上流側の下部工が必要ですので、平成25年9月に新たにその区間について漁業権が設定されたということから、漁業補償について漁業協同組合との交渉を現在実施しておると聞いております。

岸本委員

下部工はもう平成22年にできている。私もすぐ地元に住んでいるものですから、いつ架かるのかと思いつきながら、これ橋脚ができた以降、平成25年というのは5年前です。当然、

徳島南環状道路は県が計画してからもう半世紀以上、国の直轄事業になってから30年以上と経過されてる中で、5年前に漁業権を設定し、今そこと交渉してる。余り理解しにくいのですが、漁業権を設定するに当たっても、ここには橋ができると。だからそれについてはどうだということを、しかるべくそのときに話をしていないとおかしいなと思いますが、これはどうなっていたのですか。

遠藤高規格道路課長

漁業権を与えた経緯のことかと思います。

漁業権を与えましたところは、当時は水産課、今は漁業調整課になります。

そこに確認いたしましたところ、平成24年に当時の水産課が漁場計画策定要望調査を行ったときに、鮎喰川漁業協同組合のほうから、その当時、一宮橋まであった漁業権の下流端を6キロメートル下流の中鮎喰橋の下のせきまで拡大したい旨の要望があったらしいです。それを受けまして、いろいろな調査を行った後に漁業権を設定するのが適当であると認められたために、平成25年3月に策定いたしました漁場計画案に盛り込まれたと聞いております。その後、平成25年9月に漁業権が免許されたと漁業調整課からは聞いております。

岸本委員

県土整備部には連絡はなかったんですか。ここに漁業権が設定されて、将来ここに道路ができるといったときに、特記事項なりそうしたことについて権利を与えるときに、県土整備部から話をするということができなかったのかどうか。

遠藤高規格道路課長

当時、漁場計画素案に関します意見聴取というのが、各所属にあったと聞いており、県土整備部におきましては、当時の港湾空港課、河川振興課、東部県土整備局のほうにあったと聞いておりますが、いずれに関しましても公益上の支障があるという旨の回答はなかったと聞いております。

岸本委員

道路ができると決まってる所に漁業権ということで、先ほど国が交渉してるということですから、恐らく漁業権について影響の調査等々を数年して、そしてこういう補償ですと今話をしていると思います。その話が付いていないと思いますが、その辺はどうですか。国から漁業協同組合に交渉内容として、どういう補償ということで話を持っていくのでしょうか。

遠藤高規格道路課長

国土交通省徳島河川国道事務所からは、現在漁業協同組合とは鋭意交渉中であると聞いておきまして、詳しい交渉の内容等につきましては、ここでは差し控えさせていただきますと思います。

## 岸本委員

詳しい内容は国が今交渉に当たっているとのことですので中身は控えますが、調査をある一定期間してこういう補償ですと、例えば、私なんかは毎日見ているわけではないですが、そこで漁業をして生計を立てているようには余り感じられないという中で、国が交渉中ということは、すんなり持っていったとおりに決まってないということで、今後どういう対応をしないといけないかということになります。まずその漁業権を県がわずか5年前に設定をする、そして道路ができない。漁業協同組合と調整が付かないと条件的に土地収用法にもかけられない、だからもうどうしようもない状況になってきている。そして私のその質問のときには、委員会でもそうですが一日も早い供用ということで言われていますが、これについては聞いている私もつらいところもありますが、県土整備部としてはどう考えてますか。

## 谷本県土整備部次長

徳島南環状道路についての御質問を頂いております。

先ほど課長からも申しましたが、徳島南環状道路は徳島市及びその周辺の渋滞緩和はもとより利便性の向上、地域活性化の寄与と大きな効果が期待できるものと考えております。

県におきましては、徳島南環状道路の建設促進のために市が行っています道路改良対策、水路整備対策、環境対策等周辺対策事業に対し支援などしております。現在国や地元市町村と連携して事業に取り組んでいるところでございます。

用地につきましても、国に県からも支援したいということは申している状況でございます。

## 岸本委員

直轄事業ですので、国が交渉に当たるということは基本にあるでしょうが、漁業権を5年前に県が与えてしまったということについては、私は県にも大きな責任があつて同時にどういう交渉内容なのか、皆さん方の段階では御存じだとは思いますが、その調査をして、こういう結果で、こういう補償ですと漁業協同組合に納得していただける、もう少し早く活動するためには県の協力が不可欠だと思います。

結局、一般国道438号から徳島市八万町法花のほうに走る道路までの一宮下中筋線、それから神山鮎喰線その辺の混雑、石井町の童学寺トンネル、岩丸委員もいらっしゃいますが、神山町の橋も付け替えを検討したり、交通混雑を防ごうとといったときに一日も早い供用がなされるべきだと思いますので、県も国が交渉に当たってますということではなく、もっと速やかに一日も早い土地収用を目指す、そうでないと、何年掛かるか分からないという状況化にありますので、その辺については強い決意を聞かないと何年もこの問題で本会議でも質問してますし、今後の方向について頑張りますだけでなく、強い決意を示していきたいと思っております。

## 谷本県土整備部次長

徳島南環状道路は先ほど言いましたとおり、渋滞緩和、地域活性化への寄与など大きな

効果が期待できると考えております。

県につきましても、今後とも引き続き、徳島南環状道路の整備促進に向け、地元徳島市とともに国土交通省に向けて、用地の取得や円滑に工事が進むよう積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岸本委員

今までと一緒の答弁です。積極的に関係していく内容を言ってください。

谷本県土整備部次長

繰り返しになりますが、今7工区の所で地図の混乱や事業反対で未買収がございます。

県といたしましても、国土交通省に強く働き掛けてまいりまして、地元交渉にも積極的に参加してまいりたいと考えております。

岸本委員

国土交通省に県のほうで交渉に参加できるのですね。

谷本県土整備部次長

現在におきましては、国にその辺りしっかり強く支援するという旨は伝えております。

岸本委員

やるということについて、もう部長のほうから決意を聞かせてください。これも本当に積極的に一日も早い供用、こんなことで5年も止まって、なおかつ漁業権を付けたということについて、決意を表明していただきたいと思います。

瀬尾政策監補

漁業権の設定などについては、いろいろ経緯がありまして、先ほど課長の説明の中で言い忘れたところがありますが、漁業権の設定につきましては、国や県から道路事業がありますよと言っても、それが元で漁業権が排斥されるものではないというものでございまして、これ不可抗力とは言いませんが、漁業権も5年前に取られたのではなく、大分前から、何年もその要望があったらしいですが、それが周りの条件の整理ができて5年前に漁業権の申請になり許可されたというようなことと聞いております。それにつきましては、その漁業権の交渉が終わったら、当然すぐに土地収用のほうへ向かい、国もその準備も前倒しで進めていただいていると去年からも聞いておりますし、今もそのつもりでいつでも事業認定へいくというようなことを聞いております。

我々としても、いつでも漁業権の交渉あるいは用地の交渉を今までも積極的に徳島市とともに協力しておりましたし、今後もそのつもりでおります。ただ、その漁業権の交渉につきましては、これは今直轄でやるというようなことになっております。

それが解決したときには、県も全力で支援をして一日も早く用地の買収が完了して、工事に着手できるようにということで、そこは決意としては、国からの要請があれば、いつでも全力で支援するというスタンスで考えておりますので、御理解を頂きたいと思いま

す。

#### 岸本委員

国から要請があったらということではなく、常日頃からこちらもアイデアを出して、影響調査をした上で交渉に当たっているがまだ交渉中だということですから、難航していると思いますので、県も待ちということではなく積極的に動いてほしい。そして一刻も早く土地収用に全力を傾けないと、もう道路ができないということになり、ほかの所を整備するという状況になりますので、全線供用に向けて頑張ってくださいと思います。

また機会を迫って、進捗を確認していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### 長尾委員

私からも大阪北部の地震について関連した質問させていただきたいと思います。

6月18日、本会議の日が地震でございました。東日本大震災は議会の閉会日だったので、本当に阪神・淡路大震災のときも朝の地震で大変緊張したわけですが、今回も同様に大変緊張したわけであります。阪神・淡路大震災は都市部の直下型地震、東日本大震災は津波による被害というのが大きな問題で、最近では熊本地震など、毎年のように日本は地震とか災害があるわけですが、その都度、その地震の教訓をしっかりと踏まえて次の災害に備えるということをして、いわば繰り返しやってきているわけです。今回まだ10日しかたっていないわけでありますが、現時点で土木行政、インフラといったことを主に扱う県土整備部として、今回の大阪北部の地震の被害状況を見て、どういう教訓、どういう面を土木行政として今後の対応をしていかななくてはいけないのかといったことについて、まずお聞かせを頂きたいと思います。

#### 北川県土整備部副部長

まず、この度の地震でございます。

阪神・淡路大震災の震度7ではなく、震度6弱ということで、公共機関、インフラ、道路等につきましてはある程度は復旧できたということで、耐震強化ができてきているのかなという実感でございます。

しかし、活断層が原因ということで聞いておりますが、活断層は特定されていない状況でございます。ですから、これはどこで起こっても不思議でない地震であったのかなと思っております。

また、私どもも最初は住宅等も大きく被害を受けているのか少し分からないところでしたが、職員2名が派遣から帰ってくると、壁に亀裂があって、使用不可とレッドのシールまでは貼らなかったが、黄色ということで余震が心配される方々に対しまして、住宅の耐震性の必要性が現地に派遣して良く分かったところでございます。

耐震性の強化、耐震化して向かっていく強靱化というのを改めて進めていかなければいけないということを再認識したところでございます。

また、幸いにして、阪神・淡路大震災のように圧死が起こったとか、家の建物が全壊というまでいっていないんですが、耐震性の強化というのも必要であろうというところがございます。

私どももこの昨年の議会の御論議を受けまして、耐震性の強化に110万円まで予算を上げさせていただいたところでございます。こういった方向性をしっかり進めていくというのが、助かる命を助けるということが重要であると認識をしたところでございます。

長尾委員

今回の大阪北部の地震は活断層ということと、耐震の強化ということがキーワードみたいな御答弁があったわけでございます。

しっかりとそれを教訓にして、先ほどから議論されております今回の小学校のブロック塀の問題これもそうですし、眞貝委員からも話がありましたが、空き家対策の問題もそうでございます。

今、徳島市内では徳島市が主導して災害時避難支援マップというものを地区毎にコミュニティセンター等で住民が参加をして作成しておるわけございまして、その際に避難所までの道筋の中で今回の起きたような壁が崩れるとか、ブロック塀が危険だとか空き家があるとか、そういったことを地図の中に書き込んでいくという地道な作業をやって、先日佐古地区が既にやっておったわけでありまして、その佐古地区での災害避難支援マップを参考に、今私の住んでいる加茂地区でもそうした支援マップを作成中です。ワークショップなんかをやっておるわけですが、そういう中でやはり、今回の老朽化したブロック塀ないしは空き家対策をきちっとやっていかななくてはいけないという意見は多く出ているところであります。

そこで先ほど、空き家の問題、様々な事情があつて空き家になっていると思いますが、特にそういう道路面、避難所、避難道路そういった所にあるものについては、それが公的な施設であれ民間の施設であれ、しっかりと対応していかなくてはいけない。

そういう中で古い空き家について、市町村では空き家の解体費用の助成金、補助金と言うのか、それを出しているわけでありまして、県下24市町村の中でこの解体費用の助成をしている現状はどうか、掌握してたら24市町村中、何市町村が実施をしておるのか。また、一番高い助成金の所がどこで低い所はどこか教えてくれればと思います。

須見委員長

小休いたします。（13時49分）

須見委員長

再開をいたします。（13時49分）

森住宅課長

空き家対策の市町村の補助についてでございます。

空き家除却に関しまして、今22市町村が補助を出しております。

補助限度額につきまして、一番大きいもので20万円を上限としてございます。低い所につきましては7万5,000円でございます。

長尾委員

24市町村あって、助成金を出しているのが22市町村、まだない所が二つ、それで上限で高い所が20万円で、少ない所が7万5,000円ということなんだけど、これ解体費用も100万円とか何十万円と掛かって、それをやる人とやらない人がいるが、少なくともこの解体費用の助成制度そのものを知らない人もいるし、これは当然、市町村も県もそういう周知をすることが一つ大事だと思うし、そしてもう一つはこれだけ空き家対策、避難の場合とかに大事な問題だということであれば、市町村任せだけにするのではなく、県としても少し何とか支援するという事は考えられないのか。眞貝委員の質問と併せて県として今支援してるんだったら良いんだけどその辺はどうなってるのか教えていただきたい。

森住宅課長

市町村への支援というところでございます。

この補助事業につきましても平成25年度から取り組んでおりまして、防災の観点から効果的でかつ緊急に取り組むべき老朽危険空き家ということで、除却について市町村に取組を支援する老朽危険空き家除却支援事業というものを創設してございます。

平成26年度から住宅以外の倉庫や店舗等につきまして、除却について補助対象となるようにしてございます。

平成27年度から地震に伴う建物火災に関する延焼防止の観点から不良判定度につきまして、県の補助額としまして22市町村につきまして、1,399万8,000円の補助をしております。22市町村に対しまして老朽危険空き家の除却としまして上限20万円で補助しております。

須見委員長

小休いたします。（13時53分）

須見委員長

再開をいたします。（13時54分）

森住宅課長

県の補助としまして、上限20万円で県が4分の1、市町村が4分の1という補助額でございます。国は2分の1の補助です。

長尾委員

平成26年度からということですが、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度とたってるわけだが、それで申請件数というのが何件ずつになっているのか分かりますか。

森住宅課長

平成25年度からの申請でございます。

除却総数としまして平成25年度が51件、平成26年度が93件、平成27年度が154件、平成28年度が211件、平成29年度が253件となっております。

長尾委員

今の報告では平成25年から当初51件だったのが、平成29年度に253件と大変この制度がある意味周知をされ、かつ利用されてるとというのが分かる数字だと思います。

今回こういうことが起きてなおこの制度を使われていくことが望ましいと思いますが、今後の耐震化、活断層といったことにおいて教訓にするという中で、今の制度のままでいいのか。例えば、金額を増やすとか、周知を図るとか、もっと充実させる必要があるのかどうか。その辺のところはどのように考えておられるのか。

森住宅課長

現状の支援につきまして、私どもとしましては、より周知することが大事かと思っておりますので、市町村とも連携しまして、今後とも県のほうで取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

今御答弁を頂いたんだけど、先ほど活断層と耐震が必要だという御答弁のあった北川副部長はどういうふうに。

北川県土整備部副部長

空き家に特化されたお話があったんですが、これは住宅の耐震化の中の根幹をなす一つの事象だと思っております。

まず、家族が二人になって、一人になって、お年寄り一人になって、最後に家が空いてしまうといったところでございます。

これにもう手を加えないと、空き家になって不要なものになってまいります。そうではなく地方創生の観点から使っていく、それから使っていくときには、耐震化が必要であろうということで今回の補助制度になってまいりました。

その上で、もうどうしてもといった所につきまして、この除却という形をとって助かる命を助けていくという形の観点になっていくと思っております。

今の耐震の事業が総合的なパッケージになっておりますので、この中の事業費の拡大が必要であろうかと思えます。110万円を頂いたところでございまして、今すぐという話になるか分かりませんが、そういったところの総数が今後のこの伸びを見据えまして、長尾委員がおっしゃってくれた補助率を上げるべきなのか、数を増やすべきなのかといったところも、当然これ市町村の協調補助でございまして、市町村の意見を聞きまして、しっかりと見据え、協議できるところは伸ばしていく、予算等で必要な額は要求していく等、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

長尾委員

是非、今の答弁どおりしっかり市町村とも協議をして、今後どういう備えをしていくかという中で、大変、大事な今の制度だと思いますので、より充実させていただきたいと要望しておきたいと思えます。

それから冒頭に説明のあった、とくしま流域水管理計画の計画方針案の概要の中で、水環境及び環境創造プランという3番目の中で下の方に生活排水処理施設整備手法の最適化というところがありまして、この更なる説明の案の中に流域の実状に応じた生活排水処理施設整備手法の最適化<新規>とあるんですが、具体策というのは何を考えておられるのか。

その右側に水環境保全取組紹介（動画）というのがあるんで、私もさっき昼休みにこの動画を見たのですが、阿南市が下水道の処理センターを造って、この度、完成したと知事も出席をして挨拶をされておりましたが、知事の言葉と裏腹に、この徳島県は汚水処理人口というのは最下位を15年続けてるという中で誇れるような挨拶ではなかったと思います。そういう中でこの最適化というのは具体的には、どんなことを考えているのか御説明願いたい。

### 三好水・環境課長

生活排水の最適化ということで質問いただきました。

平成27年から平成28年にかけて、市町村のほうで汚水処理構想のアクションプランを見直していただきまして、徳島県生活排水処理構想2017というのを県で平成29年7月に取りまとめました。

この新構想では将来の人口減など地域の実状を考慮しまして、集合処理計画区域から浄化槽整備といいますか、個別処理のほうに大胆な見直しを行っております。

整備方針の方策としましては、一つは下水道事業計画区域におきまして、下水道事業の促進を図ること、次には浄化槽整備区域におきましてPFI方式の市町村設置型浄化槽整備事業の導入や浄化槽設置費補助金制度の拡充により浄化槽整備の促進をすることなど、10年後の平成37年度における汚水処理人口普及率の目標を前の構想よりは約5ポイント高めておるところでございます。

今後につきましては、市町村が見直した構想に沿いまして整備促進を図りますよう必要な予算の確保をしっかりと市町村や国にお願いしてまいります。

それとコストの縮減や補助制度の有効な活用について市町村に対しまして指導支援、国に対しましては事業促進につながる制度の提言要望をしてまいりたいと考えております。

### 長尾委員

御説明を頂いたのですが、知事選挙のたびにカモン・マニフェストというのがあるんで、2015年のカモン・マニフェスト、2011年のカモン・マニフェスト、その前の2007年のカモン・マニフェストがあって、毎回知事の水環境の目標がその都度、表現の変わっているところが何とも言えないが、古い過去はもう言わないとして、前回の数字だけ言うと、きれいな水環境づくりの推進というところで、まず1、汚水処理人口普及作戦の加速と書いてあって、汚水処理人口の増加数のところで、平成22年から平成25年この間、4万2,000人だったのを、平成27年から平成30年にかけて倍増するというこの嘉門マニフェスト。倍増だから8万4,000人になってないといけないがそれがどうなのか。これについてはどうですか。

三好水・環境課長

新未来創造とくしま行動計画におきまして、平成27年度から平成30年度までの4年間で8万4,000人を目指すというような数字を入れさせていただいております。

平成27年度末までは実数で9,000人、平成28年度末の2年間で累計1万8,000人という数字で今推移しております。平成29年度末につきましては、今集計が終わりつつあるところでありまして、2万5,000人程度になろうかという数字になっております。

長尾委員

平成29年度末で2万5,000人、平成30年までにこれ8万4,000人という目標は達成できるのか。これはできないと答えてはどう。無理なら無理でいいから。

三好水・環境課長

数字を申しますと、非常に厳しい数字だろうと思います。

ただ、目標としましてこの8万4,000人という数字は平成22年度から平成25年度までの4年間の4万2,000人を倍増させるという高い目標をとったところがございますが、実数的には今言われました数字ですので、難しいと感じておりますけれども、精一杯頑張っただけで進めたいと思っております。

長尾委員

これは課長一人の責任じゃなくて、前の課長とかその前の課長とか、ずっと遡っていかないといけない。もう一つ知事は、PFI方式市町村設置型浄化槽の整備促進で設置機数、累計というので、平成25年は545基これを平成30年度までにこれも倍増させると書いてある。

これ倍増させるとなると目標は1,090基ということなんだけど、これについて現状は幾らなんですか。

三好水・環境課長

これにつきましては、平成29年度の実績なんですけど868基になっております。

長尾委員

これについても、倍増の目標は達成できるかどうかの見込みについてはどうですか。

三好水・環境課長

現在、年間100基余りは設置できておる状態です。

今が868基ですので900基、1,000基に近い数字にはなろうかとは思いますが、1,090基という数字ですので精一杯頑張っただけで進めたいと思っております。

長尾委員

精一杯頑張ってもらいたいと思っておりますが、そこで、この市町村型について基数の目標が、知事も言われてたんだけど、2011年のマニフェストは浄化槽維持管理一括契約制度導

入の加速ということだけで、平成21年から平成26年度までに10市町村を目標にしている。現在平成30年で市町村型が何市町村、一括契約制度が何市町村になるのか教えてもらいたい。

### 三好水・環境課長

浄化槽の維持管理における一括契約制度を取り入れておる市町村の数でございますが、現在のところ11市町でこの制度を採用しております。

それと、市町村設置型PFI形式での取組ですが、それにつきましては三好市でやっておりまして、来年度から東みよし町の方で予定をしております。

### 長尾委員

これも考えてみると、市町村型は1か所だけで間もなく東みよし町ということで、なかなか進まない。さらに、この一括契約制度も平成21年度はゼロだったが、それを平成26年度までに10市町村にする、しかし平成30年現在は11市町という状況でございます。

それで、先ほどの最適化という観点から言うと誠に厳しい内容で、本当に最適化という言葉が最適かどうか疑わしいと言わざるを得ないが、もちろん努力されていることは承知はしているわけでありましたが、いずれにいたしましても、市町村との話合いがないと進まないという苦しい立場もあろうかと思えます。是非、環境首都とくしまと言うには、ほど遠い水環境の実態でございます。全国ワースト1位を15年も続けている。糖尿病などもあるけど、やはり身近な生活のところをやっていくことが大事ではないかと思えますので、是非、県土整備部挙げて取り組んでいただきたいということを要望していきたいと思えます。

次に、事前委員会で、交差点の信号機に地点表示の問題を取り上げましたけれども、今回交差点の横断歩道についてお聞きをしたいと思っております。

御承知のとおり2020年東京オリンピック・パラリンピック、特にパラリンピックということが障がい者の方々の社会への参加促進に大きくつながっていく。

そういう中で、例えば目の御不自由な方、さらには、車椅子御利用の方、主にそういった方々が社会に出て交差点を渡る。その際に、県として公的機関として、義務化されている合理的配慮をどうするべきかといったことが今求められている中で、2016年12月で全国で14か所、四国では本県のみがバリアフリー法に基づいて条例を制定している。ある意味、四国では先進的な取組をまずしたと思うが、要は条例は紙に書いたものだから、具体的にどれだけ進んだのか。ここが問われるところでございます。

2016年に徳島県は、バリアフリー法に基づいて条例を作った。そこでお聞きするが、一つはこの車椅子利用者の利便性、もう一つは視覚障がい者の安全性の確保。この二つをどう図るかということで、まずこの車椅子利用者の利便性という観点では、今は御承知のとおり、大きな交差点では歩行者のための横断歩道の表示はされている。そしてその交差点側に自転車の専用の表示もされている。そして、歩行者と車道との間には、2センチぐらいの段差があって、これは視覚障がい者の方が道路と歩道との区別が分かるようにするためにしておる。しかし、自転車の通行帯のところは、切って2センチの差をなくしてスムーズに走れるようにしてる。つまり、自転車には配慮した交差点になっているわけであ

ります。しかし、今後求められるのは、車椅子が横断歩道のどこを渡るのか、自転車の切っているところを渡ってくれというのか、それとも、歩行者が渡る幅の中で、それでどこを渡るのか、その際に2センチの段差、車椅子は小さな車輪ですから大変苦勞する。そこで例えば、車椅子対応縁石の配置、つまり、車椅子のタイヤが通るだけの幅のところを切った縁石をつけてそこを通るといような取組も、国土交通省はじめ様々なところでやられていますが、本県の県道で、こういった車椅子利用者の利便性を考慮した、そういう車椅子専用の施工がされてるところが何箇所あるか教えていただきたい。

森野強靱化・安全対策担当室長

車椅子使用者に配慮した横断歩道部分の縁石の切下げ箇所は、本県においてあるのかという御質問を頂きました。

今把握しておりますのは、先ほど委員からお話のありました自転車横断帯を設置する部分で、徳島駅前などで縁石と歩道と車道との縁石をゼロから2センチ程度にしているところは認識をしておるところでございますが、車椅子だけのための縁石切下げ箇所というのは今のところ把握してございません。

長尾委員

現在のところないと理解していいと思います。

それともう一つは、視覚障がい者の安全性の確保、これも歩道から車道渡って向こうの歩道に行くときに、T字型でいわゆる突起物のエスコートゾーンというのが歩道には表示されているが、その渡る横断歩道のあの幅の中に突起物があるのを見たことがない。つまり、まっすぐ横断歩道を渡れるかどうかで、これも警察庁からは、各都道府県本部に対して横断歩道の真ん中に突起物をつけなさいと指示、通達を出した。そしてそれは道路管理者とよく協議をして施工しなさいとこういう通達が出ているわけでありましたが、本県は県警本部からそういう協議、相談があったかどうか教えていただきたい。

森野強靱化・安全対策担当室長

視覚障がい者の方のための横断歩道の中の点字ブロックと申しますか、通称エスコートゾーンというもの、それについて県警の方から設置に関する相談があったかという御質問でございます。

具体的な相談があったかという話は分かりませんが、県内では2か所、横断歩道に設置している事例がございます。

長尾委員

どこに。

森野強靱化・安全対策担当室長

徳島鴨島線、徳島県立障がい者交流プラザの前が1か所、もう一つが宮倉徳島線で、県立徳島視覚・聴覚支援学校、そのいずれに対しても横断歩道の真ん中に、エスコートゾーンを設置しております。

## 長尾委員

2か所ということで分かりました。車椅子利用者の利便性のところはゼロ、視覚障がい者のための横断歩道の突起物は2か所ということになります。私は是非、この2020年に向けて障がい者の方々が街へ出てくる、外国の人も来るかもしれない。だから人が集まる駅だとか公園であるとか、今の話だと都市部で徳島市内というよりは、障がい者交流プラザの所1か所だけだが、もっとこれを視覚障がい者の団体の方、当事者の方、また車椅子なら車椅子協会ないしは利用者の当事者の方々とよく協議をして、是非徳島の街の交差点が本当に障がい者にとって優しい街だと、冒頭で申し上げた全国で14都道府県の中で、四国では本県のみがバリアフリー法に基づいて、条例を先んじて作ったわけでありまして。しかしながら条例は作ったが、具体的な施工というのは今聞いたのが事実。ここをどうやっていくか。この辺の整備に対する決意を最後にお聞きをして終わりたいと思います。

## 瀬尾県土整備部長

ユニバーサルデザインに関しての決意ということなんですが、当然先ほどお話もありましたように、警察、公安委員会とも十分協議をしまして、できる所から、手近な所からやっていきたいと思っております。

## 長尾委員

是非警察とも協議をしていただいて、もちろんこれ道路交差点でありますから、国道との交差点もあるし、市道との交差点もあるし、やはり、国、市町村とも連携が必要かと思っております。いずれにいたしましても早期に協議をしていただいて、2020年が大きく日本国としてもインバウンドではないが、いろいろな方をお迎えするわけでありまして、それまでに必要な場所、しかるべき所、そういったことを検討して整備を要望して終わりたいと思っております。

## 眞貝委員

長尾委員から、一括契約の話で11市町村という答弁を頂きましたが、今徳島県内は浄化槽に関しましては、標準契約書ということで24市町村と全部が一括契約になっていると思っておりますが、これはまた違うんですか。

## 三好水・環境課長

一括契約制度のことについて質問いただきました。

11市町と申しましたのは、清掃保守点検、法定検査を実施する事業者等で協議会を設置しまして、その協議会で一括を契約するというのが、今11市町が行えているものでございまして、平成24年度から標準契約方式、標準契約書によりまして契約をするというのは、全県下24市町村で全て行われているんですが、これは建築の際や補助金をもらう際には、そういう標準契約方式でいう、その書類を提出するということになっております。

表現が難しいのですが、先ほどの11市町といいますのは、協議会と個人の方が契約して一括契約ということとなっております。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時23分）